

## 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

## 技術的能力 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.12.0)	1.13-50 以降同様に修正実施	手順のリンク先を示す記載表現を条文間で統一した。 修正例は以下のとおり。(下線部参照)  他条文の手段名を呼び込んでいる手順リンク (旧) 燃料取替用水ピットを水源とした充てんポンプによる原子炉容器へのほう酸水注入手順については、1.1.2.1(4)「ほう酸水注入」にて整備する。 (新) 燃料取替用水ピットを水源とした充てんポンプによる原子炉容器へのほう酸水注入手順については、 <u>「1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等」</u> のうち、 <u>1.1.2.1(4)「ほう酸水注入」</u> にて整備する。  (旧) 常設代替交流電源設備の代替電源に関する手順については、「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.1(1)「代替交流電源設備による給電」にて整備する。 (新) 常設代替交流電源設備に関する手順については、「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.1(1)「代替交流電源設備による給電」にて整備する。  同様の記載箇所について、表現の統一を図る修正を実施した。 また、第1.13.2表 監視計器一覧の手順のリンク先を示す記載表現についても同様に修正した。	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.11.0)	1.13-65 以降同様に修正実施	同上 上記修正に伴い、相違理由欄についても適宜修正した。	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.12.0)	1.13-56 以降同様に修正実施	技術的能力1.8の対応手段及び手順のカテゴリの適正化に伴い、当該条文の附番を修正した。	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.11.0)	1.13-74 以降同様に修正実施	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.12.0)	1.13-62	技術的能力1.8の操作手順「充てんポンプによる原子炉容器への注水」を技術的能力1.4にリンクさせる構成に修正したことから、技術的能力1.8へのリンク先の記載を削除した。 (下線部参照)  【・・・及び熔融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための充てんポンプによる原子炉容器への注水手順については、 <u>1.8.2.2(1)a.(b)「充てんポンプによる原子炉容器への注水」</u> ・・・】	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.11.0)	1.13-78	同上	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.12.0)	1.13-79, 84, 123, 124, 127, 146, 147, 150, 171, 172, 175, 208, 209, 213	技術的能力1.8との条文間整合のため、代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイを確認するための監視計器について、「代替格納容器スプレイ出口積算流量等」とし、当該計器以外の監視計器を含めた記載に統一した。(下線部参照)  (旧) 代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量にて確認できない場合 (新) 代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量等にて確認できない場合	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.11.0)	1.13-92, 96, 153, 154, 156, 176, 177, 181, 208, 209, 212, 258, 259, 264	同上	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.12.0)	1.13-81	「手順着手の判断基準」の脱字訂正 (下線部参照)  (旧) 原子炉格納容器へのスプレイ (新) 原子炉格納容器 <u>内</u> へのスプレイ	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.11.0)	1.13-94	同上	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.12.0)	1.13-85, 88, 91, 109, 225, 242	記載の適正化 (下線部参照)  (旧) <u>一</u> (新) <u>及び</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.11.0)	1.13-97, 100, 103, 122, 282, 307	同上	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.11.0)	1.13-101, 103	相違理由の記載充実化 操作の成立性に所要時間を記載できない理由を追記した。(下線部参照)  1.13.2.1(1)g.(a) 「燃料取替用水ピットを水源とした代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水」 1.13.2.1(1)g.(b) 「燃料取替用水ピットを水源とした格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水」 (新) 【女川】PWR固有の対応手段 ・事象進展に応じて使用する設備を選択して操作する手順であり、完了時間を一概に示すことができないことから所要人数のみ記載している。(大飯と同様) なお、個々の運転操作時間については、他条項の資料において示している。 (例：格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水(技能1.8))	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.12.0)	1.13-88, 89	技術的能力1.8との条文間整合のため、「操作の成立性」の記載を適正化した。(下線部参照)  【修正例】 (旧) 作業開始を判断してから代替格納容器スプレイポンプの注水先を原子炉容器から原子炉格納容器へ切り替えるまで20分以内で対応可能である。 (新) 作業開始を判断してから代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水開始まで20分以内で可能である。	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.11.0)	1.13-101, 102	同上	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.12.0)	1.13-106	記載の適正化(下線部参照) 「操作の成立性」において、他条文を参照する場合の記載  (旧)・・・にて整備する。 (新)・・・にて整理する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.11.0)	1.13-120	同上	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.12.0)	1.13-123	手順概要の脱字訂正（下線部参照）  (旧) B-格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ (新) B-格納容器スプレイポンプ(自己冷却)による原子炉格納容器内へのスプレイ	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.11.0)	1.13-153	同上	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.12.0)	1.13-146, 147, 148	技術的能力1.8との条文間整合のため、「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ」手順の「手順着手の判断基準」の記載を適正化した。（下線部参照）  (旧) 海水取水箇所へのアクセスに時間を要すると判断し、 (新) 海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し、	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.11.0)	1.13-176, 177	同上	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.12.0)	1.13-154 以降同様に修正実施	条文間整合のため、「操作の成立性」の記載を適正化した。（下線部参照）  (旧) 作業を実施し、 (新) 作業を実施した場合、  (旧) ●●分以内で実施可能である。 (新) ●●分以内で可能である。	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.11.0)	1.13-188 以降同様に修正実施	同上 上記修正に伴い、相違理由を適宜追記した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.12.0)	1.13-230	原子炉格納容器及びアニュラス部の破損を防止するための手段は、格納容器スプレイ及び格納容器内自然対流冷却となるため、記載を適正化した。(下線部参照)  (旧) 原子炉格納容器及びアニュラス部の破損を防止するため、 <u>炉心注水及び格納容器スプレイによる原子炉格納容器内の除熱による原子炉格納容器内の減圧及び除熱させる手段がある。</u> (新) 原子炉格納容器及びアニュラス部の破損を防止するため、格納容器スプレイ等による原子炉格納容器内の除熱による原子炉格納容器内の減圧及び除熱させる手段がある。	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.11.0)	1.13-288	同上 上記修正に伴い、相違理由を追記した。	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.12.0)	1.13-232	大飯審査実績を踏まえ、「操作の成立性」の記載を適正化した。(下線部参照)  (旧) 燃料取扱棟 (使用済燃料ピット内の燃料体等) の破損 (新) 燃料取扱棟 (使用済燃料ピット内の燃料体等) の損壊  (旧) 燃料取扱棟 (使用済燃料ピット内の燃料体等) の著しい破損 (新) 燃料取扱棟 (使用済燃料ピット内の燃料体等) の損壊	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.11.0)	1.13-289	同上 上記修正に伴い、相違理由を削除した。	
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.12.0)	1.13-233	条文間及び条文内整合のため、「操作の成立性」の記載を適正化した。(下線部参照)  (旧) 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制 (炉心損傷及び原子炉格納容器破損時) の現場操作は、災害対策要員6名にて実施し、所要時間は、手順着手から280分以内で大気への放射性物質の拡散抑制の準備を完了することとしている。  (新) 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制 (炉心損傷及び原子炉格納容器破損時) の操作は、災害対策要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから大気への放射性物質の拡散抑制の準備を完了するまで280分以内で可能である。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.11.0)	1.13-290	同上 上記修正に伴い、相違理由を追記した。	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.12.0)	1.13-234	女川審査実績を踏まえ、「操作の成立性」における放水砲の放水箇所についての記載を適正化した。(下線部参照)  (旧) 原子炉格納容器及びアニュラス部の中心に向けて放水する。 (新) 原子炉格納容器の中心に向けて放水する。	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.11.0)	1.13-291	同上	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.12.0)	1.13-249, 254, 258, 281, 283, 286, 290	条文間及び条文内整合のため、記載を適正化した。(下線部参照)  (旧) 現場で資機材の保管場所 (新) 現場の資機材保管場所	
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.11.0)	1.13-315, 321, 328, 351, 354, 357, 363	同上	
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.12.0)	1.13-292~295, 297, 300, 301	「切替」及び「切替え」の記載を適正化した。(下線部参照)  (旧) 切替え (新) 切替  (旧) 切替 (新) 切替え	
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.11.0)	1.13-365~371, 376	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.12.0)	1.13-297, 298	記載の適正化 下線部について、女川を参考にして記載していたが、泊の技術的能力1.13の整理では不要な記載のため削除した。女川との相違理由については比較表の相違理由欄に記載している。  1.13.2.4 その他の手順項目について考慮する手順 (旧) 可搬型大型送水ポンプ車による注水等が必要な箇所までの手順については、・・・にて、それぞれ整備する。 (新) 可搬型大型送水ポンプ車による注水等の手順については、・・・にて、それぞれ整備する。  (旧) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車又は可搬型大容量海水送水ポンプ車による水の供給に必要な設備までの手順については、・・・にて、それぞれ整備する。 (新) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車又は可搬型大容量海水送水ポンプ車による水の供給手順については、・・・にて、それぞれ整備する。	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.11.0)	1.13-373	同上	
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.12.0)	1.13-299, 300～302, 304	「1.13.2.5 重大事故等時の対応手段の選択」について、本文中の記載表現を適正化した。(下線部参照)  (旧) 以上の手段を用いて、 (新) 「1.13.2.1 水源を利用した対応手順」で示す手段を用いて、  (旧) 以上の手段を用いて、 (新) 「1.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手順」で示す手段を用いて、	
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.11.0)	1.13-374, 376, 378, 379, 381	同上 上記修正に伴い、相違理由を追記した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.12.0)	1.13-300, 301	<p>「1.13.2.5 重大事故等時の対応手段の選択」について、水源への補給に係る内容は「(2) 水源へ水を補給するための対応手段」で整理することとしているため、「(1) 水源を利用した対応手段」の「a. 蒸気発生器への注水に利用する水源の優先順位」及び「b. 原子炉容器への注水に利用する水源の優先順位」から下線部の記載を削除し適正化した。(下線部参照)</p> <p>【a. 蒸気発生器への注水に利用する水源の優先順位】  <u>また、淡水又は海水を補助給水ピットへ補給することにより、継続的な蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却(注水)を成立させるため、補助給水ピットの保有水量を570m<sup>3</sup>以上に管理する。</u></p> <p>【b. 原子炉容器への注水に利用する水源の優先順位】  <u>また、淡水又は海水を燃料取替用水ピットへ補給すること及び可搬型大型送水ポンプ車による淡水又は海水の注水により、継続的な炉心注水及び代替炉心注水を成立させるため、燃料取替用水ピットの保有水量を1,700m<sup>3</sup>以上に管理する。</u></p>	
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.11.0)	1.13-375, 377	同上 上記修正に伴い、相違理由を削除した。	
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.12.0)	1.13-302, 303	<p>「1.13.2.5 重大事故等時の対応手段の選択」について、水源への補給に係る内容は「(2) 水源へ水を補給するための対応手段」で整理することとしているため、「(1) 水源を利用した対応手段」の「c. 原子炉格納容器内へのスプレイに利用する水源の優先順位」から下線部の記載を削除するとともに、「(2) 水源へ水を補給するための対応手段」の「a. 燃料取替用水ピットへの補給に利用する水源の優先順位」に記載を追記し、適正化した。(下線部参照)</p> <p>【c. 原子炉格納容器内へのスプレイに利用する水源の優先順位 削除】  <u>また、淡水又は海水を燃料取替用水ピットへ補給すること及び可搬型大型送水ポンプ車による淡水又は海水の注水により、継続的な格納容器スプレイ及び代替格納容器スプレイを成立させるため、燃料取替用水ピットの保有水量を1,700m<sup>3</sup>以上に管理する。</u></p> <p>【a. 燃料取替用水ピットへの補給に利用する水源の優先順位 追記】  <u>また、淡水又は海水を燃料取替用水ピットへ補給すること及び可搬型大型送水ポンプ車による淡水又は海水の注水により、継続的な炉心注水及び代替炉心注水並びに格納容器スプレイ及び代替格納容器スプレイを成立させるため、燃料取替用水ピットの保有水量を1,700m<sup>3</sup>以上に管理する。</u></p>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.11.0)	とりまとめた資料-10 1.13-379, 380	同上 上記修正に伴い、相違理由を削除及び追記した。	
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.12.0)	1.13-303, 304	「(2) 水源へ水を補給するための対応手段」について、海水に係る下線部の記載を削除し、文章の繋がりを適正化した。  「可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給は、準備に時間を要することから、燃料取替用水ピットへの補給が必要であると判断した場合に準備を開始する。保有水量が大きい原水槽を優先して使用するが、原水槽が使用できない場合は、代替給水ピットを使用する。 <u>すべての淡水源が使用できない場合には海水を用いる。</u> これらのタンク等の水量は有限であるが・・・」  「可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給は、準備に時間を要することから、補助給水ピットへの補給が必要であると判断した場合に準備を開始する。保有水量が大きい原水槽を優先して使用するが、原水槽が使用できない場合は、代替給水ピットを使用する。 <u>すべての淡水源が使用できない場合には海水を用いる。</u> これらのタンク等の水量は有限であるが・・・」	
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.11.0)	1.13-380, 381	同上	
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.12.0)	1.13-306	記載の適正化 条文間整合のため第1.13.1表のタイトルを下記の通り修正した。(下線部参照) (旧) 第1.13.1表 重大事故等における対応手段と整備する手順 (新) 第1.13.1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順	
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.11.0)	1.13-390	同上	
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.12.0)	1.13-318	記載の適正化 第1.13.1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順のうち、下記の機能喪失を想定する設計基準事故対処設備の記載を適正化した。  (旧) 全交流動力電源又は原子炉補機冷却水設備 (新) 全交流動力電源又は原子炉補機冷却設備	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.11.0)	1.13-402	同上	
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.12.0)	1.13-356, 358, 360, 372, 374, 376	第1.13.3, 5, 7, 19, 21, 23図 タイムチャート 条文間整合による記載内容の適正化 (下線部参照)  (旧) 可搬型大型送水ポンプ車の起動 (新) 可搬型大型送水ポンプ車起動	
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.11.0)	1.13-465, 468, 471, 486, 488, 490	同上	
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.12.0)	1.13-362	第1.13.9図 タイムチャート 条文間整合による記載内容の適正化 (下線部参照)  (旧) ディーゼル駆動消火ポンプの起動 (新) ディーゼル駆動消火ポンプ起動	
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.11.0)	1.13-476	同上	
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.12.0)	1.13-379	第1.13.26図 「2次系純水タンク又はろ過水タンクから原水槽への補給概要図」において、操作手順の附番を記載していた吹き出しを削除した。	
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.11.0)	1.13-494	同上	
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.12.0)	1.13-383	第1.13.30図「燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え(原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合) 概要図」において、条文内整合のため「可搬型大型送水ポンプ車」の記載台数を2台から1台に修正した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
57	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.11.0)	1.13-498	同上	
58	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.12.0)	1.13-405～412	記載の適正化 第1.13.44図 重大事故等時の対応手段選定フローチャート(1/8)～(8/8)のサブタイトルを下記の通り修正した。(下線部参照)  (旧) (1) 補助給水ピットへの供給手順 (新) (1) 蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却(注水)のための代替手段及び補助給水ピットへの供給手段の選択  (旧) (2) 炉心注水時における燃料取替用水ピットへの補給手順 (新) (2) 原子炉容器への注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの補給手段の選択  (旧) (3) 格納容器スプレイ時における燃料取替用水ピットへの補給手順 (新) (3) 原子炉格納容器内へのスプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給手段の選択	
59	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.11.0)	1.13-523～529	同上	
60	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.12.0)	1.13-460	技術的能力1.8の操作手順「充てんポンプによる原子炉容器への注水」を技術的能力1.4にリンクさせる構成へ修正したことから、添付資料1.13.21 水の供給手順のうち詳細手順を整備する条文一覧表から当該手順を削除した。	
61	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.11.0)	1.13-594	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
62	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.12.0)	1.13-465	添付資料1.13.22-(1)  ・技術的能力1.8の対応手段及び手順のカテゴリの適正化に伴い、表中の「用途/SA時」の項目から「格納容器下部注水」の記載を削除した。また、本文中の記載を以下のとおり適正化した。(下線部参照)  (旧) 原子炉容器への注水, 原子炉格納容器内への注水・スプレイ (新) 炉心注水, 格納容器スプレイ  ・表中のB-原水槽の容量を適正化した。(下線部参照)  (旧) 約5000m <sup>3</sup> (新) 約5,000m <sup>3</sup>	
63	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.11.0)	1.13-599	同上	
64	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.12.0)	1.13-468	添付資料1.13.23-(1)  ・技術的能力1.8の対応手段及び手順のカテゴリの適正化に伴い、本文中の記載を適正化した。(下線部参照)  (旧) 原子炉容器への注水, 原子炉格納容器内へのスプレイ (新) 炉心注水, 格納容器スプレイ	
65	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.11.0)	1.13-602	同上	